

科学の拠点等運営事業者からの事業撤退の申し入れについて

令和5年10月に開設した科学体験施設 IMAGINUS（イマジナス）の運営事業者株式会社コングレより、当区と運営事業者間で締結した同施設運営のための協定の有効期間満了前に事業撤退及び契約解約の申し入れがあったので、以下の通り報告します。

1 協定及び協定に基づく契約の概要

(1) 次世代型科学教育の新たな拠点等の整備・運営に関する協定

① 締結の目的	運営事業者が行う事業（科学の拠点及び集会機能の整備、運営並びに維持管理）を実施するために必要な事項を定めること
② 協定の有効期間	令和3年2月19日から令和15年9月30日まで

(2) 協定に基づく定期建物賃貸借契約

運営事業者が協定書で定めた事業を実施するため、旧杉並第四小学校の建物及び土地の一部を貸し付ける定期建物賃貸借契約を別途締結している。運営事業者は、当該建物等を借り受けることにより科学体験施設 IMAGINUS（イマジナス）の運営を行っている。

2 事業撤退（解約）の申し入れの概要

① 解約申し入れ日	令和7年12月15日
② 解約希望日	令和8年12月31日（※閉館については令和8年3月31日を希望）
③ 解約理由	事業収支が当初の想定から著しく乖離して悪化し、事業継続が現実的に不可能となったため

3 事業撤退の申し入れに対する区の考え方

協定の有効期間満了前の事業撤退の申し入れについては、協定書に規定が存在しないため、協定書の疑義解釈に関する協議条項に基づき、以下の前提条件を提示し、運営事業者と協議する。

- (1) 撤退の時期は令和9年3月31日以降とし、同日までは事業を継続すること
- (2) 撤退までは、これまでと同等の運営水準を確保すること
- (3) 区から受託している科学教育事業について撤退の時期まで継続して実施すること
- (4) 関係者の理解が得られるよう必要な資料を整え、説明責任を十分に果たすこと

4 今後の対応

協議結果を踏まえ、事業撤退の受諾可否について令和7年度中に判断する。また、協議と並行して、運営事業者が撤退することになった場合に備え方策を検討する。